

岐阜市文化財未来継承事業補助金交付要綱

令和2年5月18日決裁

改正 令和5年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における文化財の次の世代への継承を図るため、予算の範囲内で行う岐阜市文化財未来継承事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「文化財」とは、次に掲げるものであって、市内に所在するものをいう。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項、岐阜県文化財保護条例（昭和29年岐阜県条例第37号）第7条の6第1項又は岐阜市文化財保護条例（昭和52年岐阜市条例第17号）第18条第1項の規定により指定された無形民俗文化財（以下単に「無形民俗文化財」という。）
- (2) 文化財保護法第109条第1項、岐阜県文化財保護条例第8条第1項又は岐阜市文化財保護条例第23条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 無形民俗文化財に係る祭礼、芸能等を行う事業
- (2) 文化財の清掃、美化その他の文化財の維持又は文化財を継承するための技術指導若しくは普及啓発を行う事業

2 補助事業は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 市内で行われる事業であること。
- (2) 政治的若しくは宗教的な目的を有し、又は営利を目的とする事業でないこと。
- (3) 国、地方公共団体その他の公共的団体等から補助、助成等を受けている事業でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有する団体であること。
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動を行う団体でないこと。
- (3) 5人以上で組織され、その過半数が文化財が所在し、又は文化財にまつわる地域及びその近隣に居住する住民であること。
- (4) 規約、会則等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類（以下「規約等」という。）を作成している団体であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、補助事業以外の用に供する費用と区別ができないものは、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の規約等の写し
- (2) 申請者の構成員名簿（第4条第3号の要件を確認できるものに限る。）の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、一の会計年度において、1つの文化財を対象に、かつ、第3条第1項各号のいずれかの補助事業に限り、補助金の交付の申請を行うことができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第15条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施状況を確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額	上限額
<p>無形民俗文化財に係る祭礼、芸能等を行う事業</p>	<p>(1) 祭礼、芸能等に係る実演、実技指導等における講師謝金その他の報償費及び交通費（構成員に対するものを除く。）</p> <p>(2) 消耗品費、燃料費、印刷製本費その他の需用費（食糧費を除く。）</p> <p>(3) 通信運搬費、手数料、保険料その他の役務費</p> <p>(4) 委託料</p> <p>(5) 物品、土地及び建物等の使用料又は賃借料</p> <p>(6) 原材料費</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付する目的の達成のために市長が必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費の額の2分の1に相当する額</p>	<p>1,800,000円</p>
<p>文化財の清掃、美化その他の文化財の維持又は文化財を継承するための技術指導若しくは普及啓発を行う事業</p>	<p>(1) 清掃、美化等に係る講習、技術指導等における講師への謝金その他の報償費及び交通費（構成員に対するものを除く。）</p> <p>(2) 消耗品費、燃料費、食糧費（清掃、技術指導等における水分補給に係る費用に限る。）、印刷製本費その他の需用費</p> <p>(3) 通信運搬費、手数料、保険料その他の役務費</p> <p>(4) 物品、土地及び建物等の使用料又は賃借料</p> <p>(5) 原材料費</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付する目的の達成のために市長が必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費の額の5分の4に相当する額</p>	<p>40,000円</p>